

熊本県交通事故相談員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本県会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和2年（2020年）2月14日付け人第377号総務部長通知。以下「要綱」という。）の規定に基づき、熊本県交通事故相談員（以下「交通事故相談員」という。）の設置、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職の区分)

第2条 交通事故相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 交通事故相談員は、所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務を処理する。

- 一 交通事故による損害賠償の請求及び示談についての相談に関する業務
- 二 交通事故に係る調停・訴訟制度の利用についての指導に関する業務
- 三 被害者の更生相談に関する業務
- 四 市町村の交通事故相談の指導に関する業務
- 五 その他所属長が必要と認める業務

(資格要件)

第4条 交通事故相談員は、前条各号に掲げる業務について必要な見識と能力を有する者のうちから任用する。

(任用期間等)

第5条 任用期間は、4月1日から3月31日までとする。

(勤務日数及び勤務時間)

第6条 交通事故相談員の勤務日数は1ヶ月につき20日以内、勤務時間は1週間につき29時間以内とする。

2 交通事故相談員の勤務する日及び1日の勤務時間は、次のとおりとする。ただしこれにより難い場合は所属長が別に定める。

	勤務する日	勤務時間	休憩時間	勤務時間
6時間勤務	月曜日から金曜日 までのうち、4日	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後4時
5時間勤務	月曜日から金曜日 までのうち、1日	午前9時～ 正午	正午～ 午後1時	午後1時～ 午後3時

(休日)

第7条 交通事故相談員の休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に定める県の休日とする。

(給与)

第8条 交通事故相談員の報酬は日額とし、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)及び要綱の定めるところによる。

(給与の支給方法)

第9条 所属長は、交通事故相談員から申出があった場合、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、交通事故相談員の任用及び勤務条件等については、要綱の定めるところによる。

(附則)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。